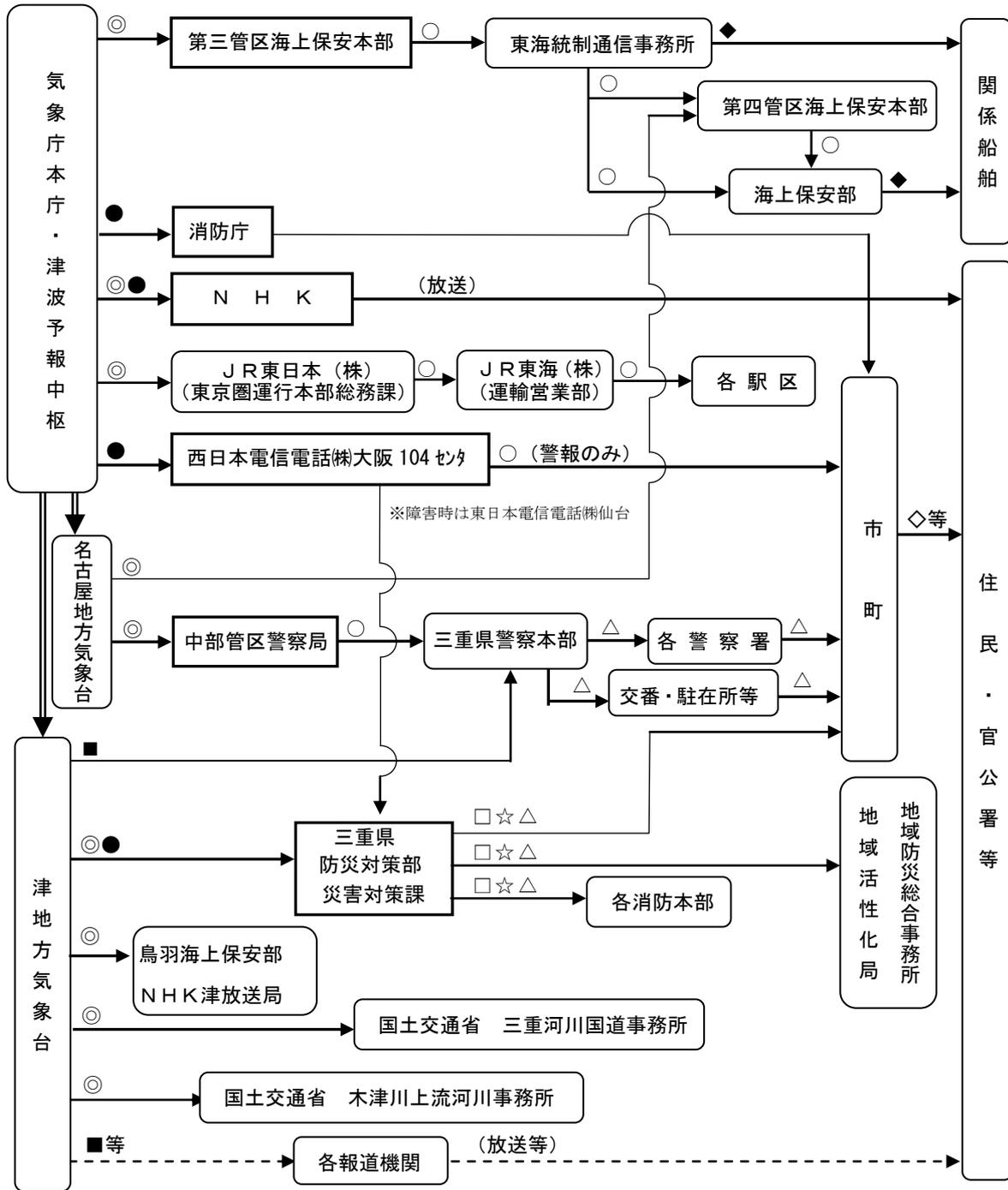


津波警報等伝達系統図



凡 例	
□	気象業務法第 15 条の法令による警報の通知機関
→	気象業務法第 15 条の法令による通知系統
- - -	気象業務法第 13 条の法令による周知系統
→	三重県地域防災計画、協定、その他による伝達系統

凡 例	
◎	防災情報提供システム (専用回線)
■	防災情報提供システム (インターネット)
●	気象庁専用回線
○	専用の電話・FAX
△	一般の加入電話・FAX
◇	三重県防災行政無線
◇	市町防災行政無線
☆	三重県の一斉優先 FAX (F ネット)
◆	無線
▲	気象庁本庁加入電話回線